

## 第3章 労働組合の資格審査等

### 第1節 資格審査の概況

#### 1 新規係属件数

平成28年中に全労委に係属した新規係属件数は578件で、27年に比べ36件減少した。新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが339件で、27年に比べ87件減少している。なお、全体に占める割合は59%となっている。(第39表及び巻末統計表第20表参照)

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

(単位:件、%)

区 分		件 数					構成比率					
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	
事 項	年											
	新規係属件数	709	714	703	614	578	100	100	100	100	100	
	内 訳	委員推薦	217	153	207	146	200	31	21	29	24	35
		不当労働行為	419	509	423	426	339	59	71	60	69	59
		法人登記	65	42	70	39	35	9	6	10	6	6
		総会決議	8	10	3	3	4	1	1	0	0	1
協約拡張適用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

このほか、委員推薦が200件で54件の増加、法人登記に伴うものは35件で4件の減少、総会決議に伴うものが4件で1件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は118件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの80件、委員推薦に伴うもの38件となっている(巻末統計表第22表参照)。

#### 2 審査

平成27年からの繰越件数547件、新規係属件数578件の合計1,125件のうち、適格決定421件、取下又は打切258件、不適格1件で合計680件が終結し、445件が29年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた421件の内訳は、委員推薦に伴うもの201件、不当労働行為救済申立てに伴うもの175件、法人登記に伴うもの40件、総会決議に伴うもの5件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは3件である(巻末統計表第22表参照)。

## 第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、平成28年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

## 第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越し事件、平成28年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。